

技術士倫理綱領の解説

倫理委員会

I. 前文

技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。

技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。

<説明>

近年、科学技術に関連する事故や不祥事が多発したことから、社会の安全の確保に対する要求が強くなってきた。また、世界人口の増大、大量生産・大量消費型の社会の進展により、深刻な地域的及び地球的規模の環境破壊を生じ、社会の環境保全に対する要求もかつてなく高まってきた。技術士は、科学技術を応用して社会に大きく貢献する者として、このような現代社会の重要課題に十分に応えていかなければならない。

そのため、技術士は、科学技術を応用して社会に供給されるものが、生産から消費、廃棄へ至る流れの中で、時に、人々の安全や健康をおびやかし、環境を汚染し、地球温暖化をもたらす等、社会・環境に重大な影響を与えることを十分に認識しなければならない。

その上で、技術士が業務を行うに当たって、地域から地球全体にわたる環境問題の深刻化・広がりを踏まえ、持続可能な社会の実現に貢献することを表明した。

さらに、技術士の使命を全うし、技術士の社会的な地位の向上を図るために、とるべき行動についての決意表明を行った。その際、科学技術の普遍性を考慮し、基本綱領の各条項の背景に共通する考え方として「国際的な視野」に立つよう心がけることとした。

(注 1) 科学技術：(自然) 科学的技術の意。

(注 2) 重大な影響：負の影響も強く意識する意味である。

(注 3) 持続可能な社会：基本綱領 2 参照

II. 基本綱領

(公衆の利益の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

- (1) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の利益とその他の利害関係者（自分、同僚、雇用者、依頼者等）の利益が相反した場合は、公衆の安全、健康等の利益を守ることを最優先してこれに対処する。
- (2) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の安全、健康や財産に害を及ぼすような事態に遭遇したときは、この事態を雇用者又は依頼者に知らせ、その防止策を提案し、また、適切な解決を求める。

<説明>

公益（公衆の利益）最優先に関してよく起こる例として、製品コストの低減を要求する組織の利益と安全確保という公衆の利益が相反する事態に遭遇することがある。この場合は、組織の利益より公衆の安全を優先する。安全の優先は、絶対安全を求める意味するものではなく（安全とは、人への危害または損傷の危険性が、許容可能な水準に抑えられている状態）、安全性が、適用される法令・基準に適合し、現在の技術水準で当然求められる合理的な水準を充足すること、及びそのために要するコストを評価することを求めるものである。

(持続可能性の確保)

2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。
- (1) 技術士は、現在及び将来世代の人々の利益のために、自然環境及び人工的に造られた環境を守り、及び、可能な限りその質を高めるように努める。
 - (2) 技術士は、業務に際し、予見し得る環境への影響を可能な限り最小にするよう努める。

<説明>

自然環境は、物理・生態学的な環境を、又、人工的に造られた環境は、都市環境、建造物や生活・生産空間を含む。

前文における「持続可能な社会の実現」かつ本条における「社会の持続可能性の確保」という表現は、環境問題に関する「持続可能な発展 (sustainable development)」という理念に由来するものである。この理念は、国連リオデジャネイロ宣言等で確立し国際的に定着したものである。その定義の代表的なものとして、「将来世代の人々のために、地球環境、自然資源その他、幸せな生活を可能とする社会経済的基盤を保全し、可能ならば向上しつつ、現在の人々のための自然資源、工業生産、エネルギー、食糧、交通、住居及び効果的な廃棄物管理の需要を満たす」があげられる。前文の「持続可能な社会の実現」はこの理念を具現する社会を実現することを、また本条の「持続可能性の確保」はこの理念が具現する社会の状態を確保することを意味する。

「社会の持続可能性を確保」する手段として次の事項を挙げることができる。

- ①ものやシステムの生産及び運用に当たって、可能な限り原材料とエネルギー消費を低減し、及び廃棄物排出と各種汚染を環境の受容可能な範囲に抑制すること。
- ②施設の立地や土地利用に当たって、環境における生態系の構造・動態と景観的価値及び社会経済システムに生じる影響の可能性を調査した上で、環境の安定性と持続性を保つ開発方策を選定すること。
- ③人々の生活を維持するための生産から消費、廃棄へ至る流れを繰り返す過程において、資源とエネルギーが可能な限り循環するシステムを構築すること。

(有能性の重視)

3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。
- (1) 技術士は、業務の受託に際し自分の専門範囲以外の事項を表示したり、誇大な広告をしたりしない。
 - (2) 技術士は、自分の経験が不十分な業務については、十分な事前の学習、研究を行う。
 - (3) 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示しない。
 - (4) 技術士は、その業務に関して、自分の学歴、業績及び資格を詐称しない。
 - (5) 技術士は、業務が自分の力量の及ぶ範囲を超える場合には、他の専門家等の適切な助力を求める。

<説明>

- (2) この規定は、自分の経験が不十分な業務についても、事前の学習、研究等により品質等の要求事項を充足できると確信がもてるときは、これに従事することを許容するものである。
- (3) 技術士と名乗って業務をするときは、技術部門（専門領域）を表示して実施せよというものである。
- (4) 業務の受託又は雇用に際し、技術士の専門的力量を評価するために、登録技術部門の他に、学歴及び業績が補完的な情報として用いられることがよくある。その際、それらの詐称や誇

大表示は当然禁じられる。

(注1) 有能性：知識、経験、能力を有すること。

(注2) 力量：人の能力の大きさの度合。また、その大きいこと。

(真実性の確保)

4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。

- (1) 技術士は、その業務に関して、雇用者、依頼者等の利害関係者に対し、その目的、内容やそれがもたらす可能性のある結果について説明責任を果たす。
- (2) 技術士は、遭遇した技術的な問題の論争に対し、これに関する十分な専門的な見識を有するときは、適宜、意見を表明する。

<説明>

- (1) 一般の技術士の場合、直接「説明責任」を負う相手は、雇用者又は依頼者になることが多いと考えられる。この場合は、雇用者又は依頼者が公衆への説明責任を負う。技術士は、その業務における立場の上で必要とされる場合は公衆に対する説明責任を果たす。

(公正かつ誠実な履行)

5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。

- (1) 技術士は、業務の履行にあたり、事前に自分の立場、業務範囲等を明確にする。
- (2) 技術士は、雇用者又は依頼者との間の利益相反の事態を回避するように努める。
- (3) 技術士は、自分が履行した業務又は自分の指導の下で履行した業務に対して、応分の責任をもつ。

<説明>

- (1) 雇用者又は依頼者から業務を託されるときは、業務範囲など（Scope of Works、納期、機能、品質等の要求事項を含む）を事前に明確にする。その際、不明又は不備の点があれば、雇用者または依頼者等と協議し明らかにする。

(注) 利益相反：一人の人が、二つ（以上）の立場にあり、一方の利益を図れば、他方の利益が損なわれることをいう。

(秘密の保持)

6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。

- (1) 技術士は、雇用者又は依頼者の正当な利益を擁護する立場を堅持する。

<説明>

- (1) 秘密情報又は知的財産権のある情報を扱う場合は、情報の所有者の利益を守る。

(注) 「正当な理由」を例示する。

- ①原則：情報所有者の事前の同意
- ②法令に基づき開示しなければならない場合
- ③綱領1の(2)による解決策が得られなかった場合

(信用の保持)

7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。

- (1) 技術士は、専門職としての尊敬を得、維持するため、常にその資格にふさわしい品位を保持する。
- (2) 技術士は、報告書におけるデータや計算書の恣意的な処理や改ざん・捏造、誇大な広告、

学歴・業績の詐称等の行為をしない。

- (3) 技術士は、利害関係者との間で公式な契約に基づく報酬以外の利得の授受をしない。
- (4) 技術士は、自分、所属する組織、日本技術士会、及び技術士全体の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしない。

<説明>

- (3) 利害関係者との間の公式な報酬以外の利得の授受には、次の場合を含む。
 - 1) 業務発注者に対し有利な計らいを受けるため金品等の利得を贈与すること、
 - 2) 下請け業者から有利な計らいの代償に金品等の利得を受け取ること、
 - 3) 業務における製品仕様の決定に当たって、その対象製品の製造業者から、有利な計らいの代償に金品等の利得を受け取ること、及び、
 - 4) 施工監理の対象業者から有利な計らいの代償として金品等の利得を受け取ること。

(相互の協力)

8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。

- (1) 技術士は、共に働く者の、安全、健康及び権利を守る。
- (2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。
- (3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名譽を傷つけ、権利を侵害し、又は業務を妨げるようなことはしない。

<説明>

- (2) 技術士は、自由な競争を阻害する不正な取引行為をしない。
- (3) 技術士は、同僚の技術士と技術者及び他の関係技術者に対し、公正かつ誠実に行動する。他の者の知的財産権等の権利及び仕事の功績を尊重し、客観的かつ真実に即した専門的な批判を相互に受け入れ又は与える。
(注 1) 権利：人権（健康・安全を守ること、不当な差別をしないこと、パワー・ハラスメント禁止等）の他に著作権等知的財産権、仕事の功績を該当者に正当に認めること等を含む。

(法規の遵守等)

9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。

- (1) 技術士は、国内業務履行に当たっては、国内法令、国際条約と議定書、国際規格、その他各種基準・規格類に従い、並びに地域社会の慣行等文化を尊重する。
- (2) 技術士は、海外業務履行に当たっては、該当する国や地域で適用される法規に従い、また、対象場所の社会慣行、生活様式、宗教等の文化を尊重する。

<説明>

- (2) 技術者の国際流動化が促進される時代要請に対応するに当り、特に、技術者が海外の業務に従事するときの行動で留意すべきものを挙げた。

(継続研鑽)

10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。

- (1) 技術士は、専門分野の、業務経験、研修会参加、文献の学習、論文発表等を通じて、常に新しい情報に接し、専門職としての力量を向上させるよう努める。
- (2) 技術士は、専門以外の分野についても、研修会参加、文献の学習等を通じて、資質の向

上に努める。

- (3) 技術士は、監督下にある技術者に対して専門職としての成長の機会を与える等、人材の育成に努める。

<説明>

- (1) 技術士は、これら各種機会を捉えて、幅広く継続研鑽に努める。
- (2) 技術士は、常に視野を広げる努力をする。
- (3) 技術士は、自分のみならず部下や後進の技術指導に努めると共に、広く技術者層の能力開発に協力して、社会全体の技術向上に寄与する。

【技術士倫理綱領参考資料】

対人関係と価値基準（7原則）対応表

対人関係	7原則
[技術者] 対 [公衆]	公衆優先原則
	持続性原則
[技術者] 対 [業務の相手方]	有能性原則
	真実性原則
	誠実性原則
	正直性原則
[技術者] 対 [技術者]	専門職原則

7原則と各種規範内容対応表

原則名	改定倫理綱領 (案)	現行倫理要綱	技術士法	プロフェッショナル宣言 行動原則	IEA倫理規程
1. 公衆優先 原則	1. 公衆の利益の 優先	(規定なし)	45条の2 公益確保	3. 公益確保	8. 公益
2. 持続性 原則	2. 持続可能性の 確保	(規定なし)	45条の2 環境の保全	3. 環境	9. 環境影響
3. 有能性 原則	3. 有能性の重視	2. 専門技術の権威 9. 広告の制限 10. 専門家等との協力	46条 名称表示		1. 資格詐称 3. 力量の範囲
4. 真実性 原則	4. 真実性の確保	(規定なし)			5. 専門家意見
5. 誠実性 原則	5. 正確かつ 誠実な履行	3. 中立公正の堅持 5. 明確な契約		2. 誠実な取組	2. 応分の責任 5. 利益相反 7. 公正分析
	6. 秘密の保持	6. 秘密の保持	45条 秘密保持 59条 罰則	2. 守秘義務	5. 守秘義務
6. 正直性 原則	7. 信用の保持	1. 品位の保持 4. 業務の報酬	44条 信用失墜 56条 業務報酬		1. 資格詐称 5. 正当な報酬
7. 専門職 原則	8. 相互の協力	7. 公正、自由な競争 8. 相互の信頼			4. 共に働く者 の権利
	9. 法規の順守等	(規定なし)			4. 人権法規尊重
	10. 繙続研鑽	2. 専門技術の権威 資質向上	47条の2 資質向上	1. 技術向上	6. 力量維持